

第3回委員会における確認・検討事項

1. これまでの経過

昨年11月の第1回委員会では大町市の景観の魅力や課題等についてご意見を伺い、同年12月には住民懇談会を計4回開催し、住民の皆さんからも意見集約を図りました。

本年2月の第2回（前回）委員会ではこれをもとに作成したアンケート内容を検討し（→資料2の会議録参照）、3月に調査を実施しました。

本日の第3回委員会では、このアンケート結果（→資料3の結果概要参照）をふまえ、大町市景観計画（仮称、以下同様）の素案策定に向けて整理した方針・方向性（→資料4参照）についてご意見をいただきたいと考えています。

2. 策定する計画概要

本委員会で検討する大町市景観計画は、景観法に基づく景観計画です。本市はすでに市内全域が景観法に基づく長野県の景観計画の対象となっていますが、今回の取組では、本市自らがこの景観計画を策定する権限の移行を受けて（=景観行政団体となって）、現行の県計画の内容を継承しつつ、本市によりふさわしい景観計画を定めることを目指しています。

景観法に基づく景観計画は、内容の自由度は高いものの、必ず定めなければならない事項等があります。また良好な景観形成を図るためのさまざまな制度メニューも用意されています。

今後の検討では、下表に示す計画の基本構成を念頭に、計画の大枠を共有し、住民意見の反映を図りながら、必須で定める事項や各種制度メニューの活用等に関する方針・方向性を定め、本市の景観の魅力を守り・高め、懸念に備えて目的に資する計画内容を段階的に具体化していきます。

大町市景観計画の基本構成

※ 赤字・塗りつぶし：景観計画で必ず定めなければならない事項 赤字：景観計画で定めることが望ましい事項

章	項目*	概要
【はじめに】	計画策定の目的	「はじめに」では、本計画の策定目的を定め、計画の適用範囲として「景観計画区域」を定めます。
	景観計画区域の設定	
【第1章】 景観の特性と課題	景観の特性	第1章は「景観の特性と課題」として、本市の魅力を引き出す計画づくりと現状における課題や将来の懸念をふまえた計画にするため、景観の特性と課題を整理します。
	景観の課題	
【第2章】 景観形成の目標と方針	地域区分の設定	第2章は「景観形成の目標と方針」で、必要に応じ、景観計画区域内を複数の地域に分け、全体あるいは地域ごとに景観づくりの目標と良好な景観形成のための方針を定めます。
	景観づくりの目標と良好な景観形成のための方針	
【第3章】 届出等に基づく景観形成	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	第3章は法に基づく景観計画の主要な効力の一つである届出等の手続きを通じて、新たにつくられる建築物や工作物等に対し、良好な景観を害さない（あるいは良好な景観と調和する）ように遵守を求める基準（景観形成基準）を定めます。届出対象とする物件や規模（届出対象行為）も独自に設定することができます。
	景観地区・準景観地区	なお景観地区や準景観地区は、これらの制限の強制力をより強めたい特定にエリアがある場合に用いる制度です。
【第4章】 届出等以外の景観形成に関する事項	景観重要建築物及び景観重要樹木の指定方針	第4章は第3章の手続き以外で、景観上良好な物件（建築物や樹木、公共施設等）を指定して、その保全性等を高める制度を活用する際の方針を定めます。
	景観重要公共施設	屋外広告物は景観法とは別に、屋外広告法に基づく県の屋外広告物条例のものに一定のコントロールがなされていますが、必要に応じ、景観計画にも広告物に関する基準等を定めることができます。
	屋外広告物	
	景観農業振興地域整備計画	その他、良好な景観形成の観点から、農業の継続性等を担保する制度として「景観農業振興地域整備計画」、また国立公園等の自然公園内に独自の基準設定ができる制度もあります。
	自然公園法許可の基準	

章	項目*	概要
【第5章】 景観形成の 推進方策	行政・住民・事業者の役割、取組方針	第5章は「景観形成の推進方策」として、第3章や第4章に示すような行政主体の取組のみならず、良好な景観形成における住民や事業者の役割や取組方針を定め、景観協定や景観整備推進機構など、住民や事業者等が主体のルールづくりや景観形成に取り組む体制づくりの制度等を示すとともに、計画の進行管理や運用のしくみを示します。
	景観法に基づく制度の活用	
	計画の進行管理(PDCA)等の考え方	
	その他	

注) ここに示す章や項目のタイトルや構成も独自にアレンジすることは可能です。

3. 今後の進め方

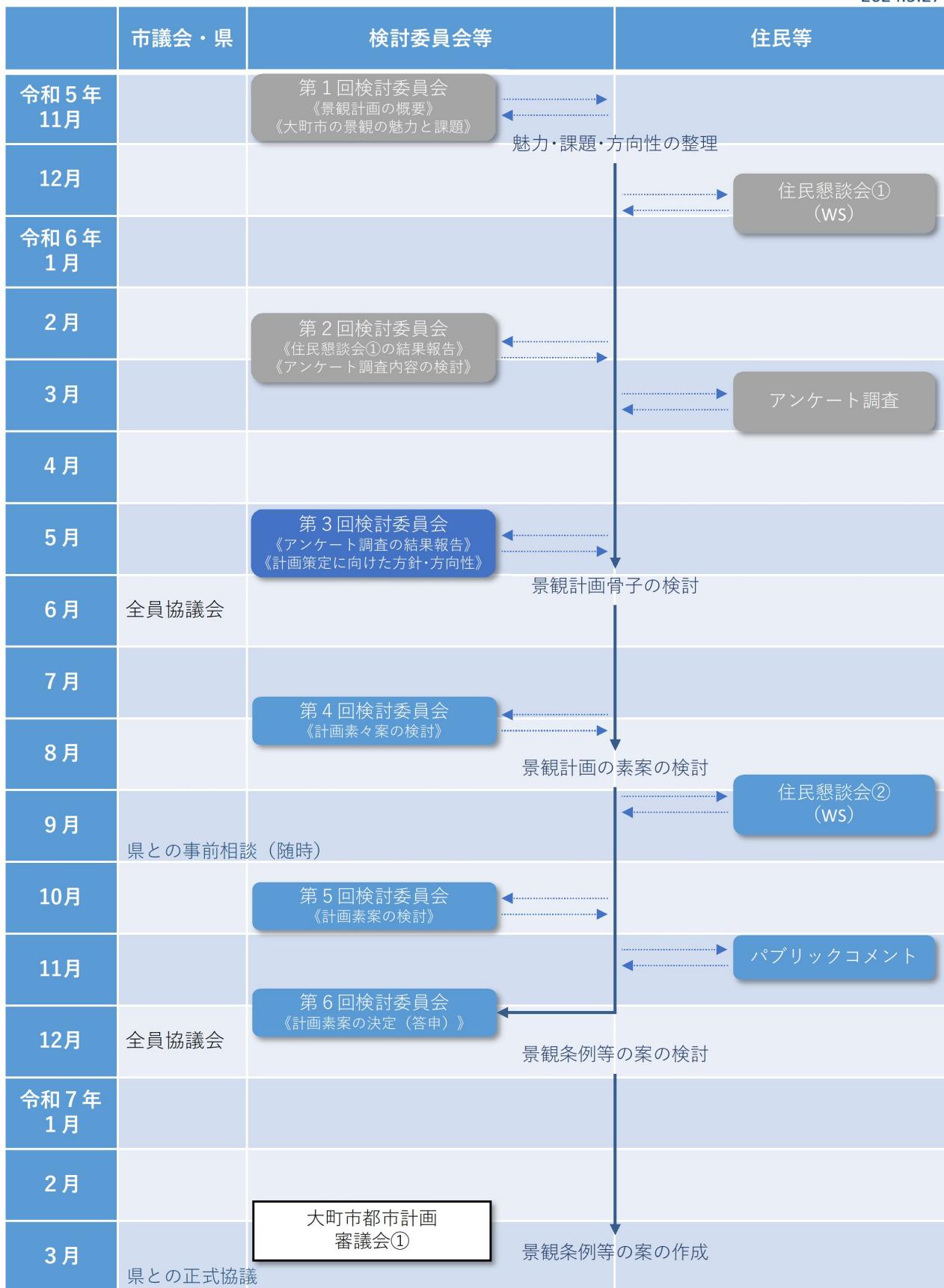
改めて大町市景観計画の策定の経過とスケジュールを次ページの表に示しました。本日の委員会では、上記2の表に示した基本構成に基づき、各項目とくに景観計画の必須事項に関する項目の方針・方向性等を確認し、構成も含め、いただいた意見をふまえて、以降、景観計画の骨子の検討に入り、次の第4回委員会には景観計画の素々案を提示する予定です。

その後、計画内容が具体化した素々案に対し、再び住民の皆さんからご意見をいただく場を設け(住民懇談会を開催し)、そこで出された意見の反映を図って、第5回委員会に素案として提示・検討し、パブリックコメントを経て、成案化していく方針です。

したがって、本日の委員会では、以降お示しする資料において、これまでの意見が適切に集約・整理・反映されているかの観点からご意見をいただければ幸いです。

大町市景観計画（素案）策定の経過とスケジュール

2024.5.27



※上記の日程は、検討内容の進捗状況やその他の事情により、変更になる可能性があります。